平21第9027号	混雑空港運航許可	申請混雑空港 大阪国際空港
平21第9028号	混雑空港運航許可	日本トランスオーシャン航空株式会社 申請混雑空港 関西国際空港
平21第9029号	混雑空港運航許可	日本トランスオーシャン航空株式会社 申請混雑空港 東京国際空港
平21第9030号	混雑空港運航許可	株式会社スターフライヤー 申請混雑空港 関西国際空港
平21第9031号	混雑空港運航許可	株式会社スターフライヤー 申請混雑空港 東京国際空港
平21第9032号	混雑空港運航許可	スカイマーク株式会社 申請混雑空港 東京国際空港
平21第9033号	混雑空港運航許可	北海道国際航空株式会社 申請混雑空港 東京国際空港
平21第9034号	混雑空港運航許可	スカイネットアジア航空株式会社 申請混雑空港 東京国際空港
平21第9035号	混雑空港運航許可	株式会社ジャルエクスプレス 申請混雑空港 大阪国際空港
平21第9036号	混雑空港運航許可	日本エアコミューター株式会社 申請混雑空港 大阪国際空港

○東北地方整備局告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
宮城県宮城郡利府町加瀬字新一本杉三五番一から同県黒川郡富谷町穀田字瀬戸ノ沢二四番一まで	一〇・八〇～三七五・〇メートル	一一・四キロメートル

四　指定する期日　平成二十一年十一月十八日

○関東地方整備局告示第三百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	横浜市西区戸部本町五二番一から同市西区中央二丁目七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
つくば市平字坊山一三五番一地先から同市大白硲字坊山四八一番一まで	前	六七・九メートル	〇・〇〇～〇・〇五〇キロメートル
	後	五九・八一～一〇八・五二	
つくば市柳橋字前畑二一九番一から同市柳橋字八幡台二〇三番一地先まで	前	九・〇五～二五・〇二	三二・三二～四四・五八
	後	八一・七〇～八三・〇八	〇〇・一五五～〇〇・〇四九
つくば市手代木字前表八五二番から同市手代木字前表八五一番まで	後	八八・六五	〇〇・〇四九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市柳橋字前畑二一九番一地先から同市柳橋字八幡台二〇三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所
〃	つくば市手代木字田向西一二八四番七から同市手代木字田向西一二八六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	つくば市手代木字田向二〇五二番一から同市手代木字細田二〇五九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	つくば市手代木字前表八五二番から同市手代木字手代木三五六番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	つくば市南中妻字南中妻一〇九番二地先から同市南中妻字南中妻一一六番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十一年十一月十八日

○関東地方整備局告示第三百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浦安市弁天一丁目六番九四三から同市弁天一丁目六番一四まで	前	六五・一メートル	〇・一四五キロメートル
	後	六五・一～六八・五六	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所